

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱

	令和4年 4月1日付け3農産第3943号 農林水産事務次官依命通知
一部改正	令和5年 4月1日付け4農産第4215号 農林水産事務次官依命通知
一部改正	令和6年10月1日付け6農産第2438号 農林水産事務次官依命通知
一部改正	令和7年 4月1日付け6農産第4128号 農林水産事務次官依命通知

(趣旨及び目的)

第1 本事業において、農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、野菜の需給の調整及び価格の安定を図るための第4各号に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産業振興機構」という。）に野菜価格安定対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(通則)

第2 補助金の交付に関しては、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号。以下「施行令」という。）、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「施行規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3 本事業における用語については、以下のとおりとする。

- (1) 「指定野菜」とは、法第2条で定義され、施行令第1条で規定される野菜をいう。
- (2) 「特定野菜」とは、法第14条及び施行規則第8条で規定される野菜をいう。
- (3) 「重要野菜」、「調整野菜」及び「一般指定野菜」とは、別記2第6の1の(3)で規定される野菜をいう。
- (4) 「重要特定野菜」とは、特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜をいう。
- (5) 「特認野菜」とは、別記4第2に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の特定野菜等のうち施行規則第8条の「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」として、施行規則第8条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜（平成15年10月1日付け農林水産省告示第1535号）にて告示された野菜をいう。
- (6) 「野菜価格安定法人」とは、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- (7) 「登録認定農業者等」とは、以下のいずれかを満たす者をいう。
 - ① 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第10項の規定による通知に係る認定総合化事業計画（同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画をいう。）に従って同法第3条第6項に規定する産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給を行う認定農林漁業者等（同法第6条第3項に規定する認定農林漁業者等をいう。）
 - ② 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6

年法律第 63 号) 第 7 条第 8 項の規定による通知に係る認定生産方式革新実施計画 (同法第 8 条第 3 項に規定する認定生産方式革新実施計画をいう。) に従って同法第 7 条第 8 項に規定する産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給を行う認定生産方式革新事業者 (同法第 8 条第 3 項に規定する認定生産方式革新事業者をいう。)

(事業の内容及び実施)

第 4 本事業において実施する事業については、次の各事業とし、その具体的な内容及び実施については、別記 1 から別記 5 までに基づき実施するものとする。

- (1) 野菜需給均衡総合推進対策事業
- (2) 指定野菜価格安定対策事業
- (3) 契約指定野菜安定供給事業
- (4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
- (5) 契約特定野菜等安定供給促進事業

(交付の対象及び補助率)

第 5 大臣は、農畜産業振興機構が第 4 各号に掲げる事業に要する経費に対して行う基金 (適正化法施行令第 4 条第 2 項の基金をいう。以下同じ。) を造成する事業 (以下「補助事業」という。) に必要な経費について、予算の範囲内において、農畜産業振興機構に補助金を交付するものとする。

2 これに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第 6 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

2 農畜産業振興機構は、前項の申請書を大臣に提出しなければならない。

3 農畜産業振興機構は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 7 規則第 2 条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、農林水産省農産局長 (以下「農産局長」という。) が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 8 大臣は、第 6 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、農畜産業振興機構に対しその旨を通知するものとする。

2 第 6 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(契約等)

第 9 農畜産業振興機構は、本事業を遂行するため、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができ

る。

- 2 農畜産業振興機構は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農畜産業振興機構が別に定める様式による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 農畜産業振興機構は民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、前2項の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（計画変更の承認）

- 第10 農畜産業振興機構は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の変更承認申請書を大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

- 第11 規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

- 第12 農畜産業振興機構は、規則第3条第2号の規定に基づき大臣の指示を求める場合には、別記様式第3号による遅延届出書を大臣に提出しなければならない。

（概算払等の請求）

- 第13 農畜産業振興機構は、別表の1及び2の経費の支払を受けようとするときは、農産局長が別に定める支払請求書を官署支出官大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第14 規則第6条第1項の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、農畜産業振興機構は、補助事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 農畜産業振興機構は、第6第3項ただし書の規定により交付の申請をした場合であって、前項の報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 農畜産業振興機構は、第6第3項ただし書の規定により交付の申請をした場合であって、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の規定による補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第15 大臣は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、農畜産業振興機構に通知するものとする。

(財産の管理)

第16 基金の運営は、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な方法で行う。

(補助金の経理)

第17 農畜産業振興機構は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

- 2 前項及び第23に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

第18 大臣が、補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、農産局長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第19 農畜産業振興機構は、第6第2項の規定による交付の申請、第10の規定による計画変更の申請、第12の規定による事業遅延の届出、第13の規定による支払請求、第14第1項の規定による実績報告、第14第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第21の規定による年度実施状況報告並びに別記1第3の1の規定による実施計画の協議、第3の2の規定による実施計画の変更の協議、第6の2の規定による造成計画の協議及び第6の6の規定による使用実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 農畜産業振興機構は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた農畜産業振興機構に対する通知、承認、指示及び命令については、農畜産業振興機構が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 農畜産業振興機構が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(基本的事項の公表)

第20 農畜産業振興機構は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了することとなった場合はその時期、基金事業等の目標、公募を行う場合にあっては給付対象となる事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を基金が造成されている間公表していなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

第21 農畜産業振興機構は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（年度末残高及び国費相当額）、基金事業等（適正化法施行令第4条第2項の基金事業等をいう。以下同じ。）に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業

等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること）に別記様式第6号により大臣に報告しなければならない。

（基金の返納等）

第22 農畜産業振興機構は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

2 国は、農畜産業振興機構が、本事業に基づく事業を行わなくなった場合、当該事業に係る助成額が確定した場合等において、本事業により造成した資金又は当該資金の運用から生じた果実に使用される見込みのない残額があるときは、大臣が別に定めるところにより、当該残額のうち国の補助に係るものを返還するよう命ずることができるものとする。

（区分経理等）

第23 第17の規定にかかわらず、農畜産業振興機構は、基金事業等の経理について、基金事業等以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業等の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

2 農畜産業振興機構は民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、前項の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（流用の禁止）

第24 基金は、第4第1号から第5号までの規定による事業以外の用途に使用してはならない。

（指導等）

第25 大臣は、基金等基準の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

（関係法令の遵守）

第26 この事業の実施に当たって、別記2第2に規定する委託生産者及び登録生産者並びに別記1第2の1の(1)の共同出荷組織に出荷の委託をした生産者及び相当規模生産者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）その他の野菜生産に係る法令を順守すること。

（委任）

第27 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則（令和4年4月1日付け3農産第3943号）

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、以下の交付要綱及び実施要領は廃止する。

ア 野菜価格安定対策費補助金交付要綱（昭和47年8月10日付け47蚕園第2523号農林事務次官依命通知）

イ 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次官依命通知）

ウ 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号）

- 農林水産事務次官依命通知)
- エ 契約指定野菜安定供給事業実施要領（平成 15 年 9 月 29 日付け 15 生産第 4157 号 農林水産事務次官依命通知）
 - オ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和 51 年 10 月 1 日付け 51 食流第 5508 号農林事務次官依命通知）
 - カ 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成 14 年 8 月 2 日付け 14 生産第 3627 号農林水産事務次官依命通知）
- 3 前項による廃止前の交付要綱及び実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 本事業に関連する文書のうち、第 2 項による廃止前の交付要綱及び実施要領の規定を引用している箇所については、この通知による制定後の野菜価格安定対策費補助金交付等要綱の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農産第 4215 号）

- 1 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 10 月 1 日付け 6 農産第 2438 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。ただし、第 21 の規定に基づく実施状況報告については、この限りでない。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農産第 4128 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記 2 指定野菜価格安定対策事業実施要領第 6 の 1 の (3) の改正については、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表（第 5、第 11 及び第 13 関係）

経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
		経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間における経費の増減	
1 野菜需給均衡総合推進対策事業 緊急需給調整事業費 ア 生産出荷団体緊急需給調整事業費 別記 1 第 2 の 1 の (1) に基づき、農畜産業振興機構が行う緊急需給調整費用交付金の交付に要する経費の財源とするための資金の造成に要する経費	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の増減	資金造成計画の変更

<p>イ 緊急需給調整推進事業費</p> <p>(ア) 別記1第2の1の(2)の(ア)に基づき、農畜産業振興機構が行う緊急需給調整推進費の補助に要する経費の財源とするための資金の造成に要する経費</p> <p>(イ) 別記1第2の1の(2)の(イ)に基づき、農畜産業振興機構が行う緊急需給調整推進費の補助に要する経費の財源とするための資金の造成に要する経費</p>		<p>資金造成計画の変更</p>
<p>ウ 野菜需給均衡対策事業費</p> <p>別記1第2の1の(3)に基づき、緊急的な措置として行われる事業に係る補助に要する経費</p>		<p>資金造成計画の変更</p>
<p>2 野菜生産出荷安定資金造成事業</p> <p>(1) 指定野菜価格安定対策事業費</p> <p>ア 野菜生産出荷安定資金造成費</p> <p>法第10条第1項の規定に基づき農畜産業振興機構が行う生産者補給交付金又は生産者補助金の交付に充てるための財源として次の(ア)又は(イ)の場合に指定共通業務資金の造成に要する経費</p> <p>(ア) 普通造成の場合</p> <p>都道府県が、当該都道府県に所在する登録出荷団体若しくは登録生産者（2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体又は登録生産者にあつては、登録出荷団体の長又は登録生産者が当該都道府県の区域ごとに生産者補給交付金等に関する事務を委任して行わせようとする者。以下同じ。）又は指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の一般社団法人等（以下「指定資金円滑化事業実施法人」という。）に対し、農畜産業振興機構が</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間における経費の増減</p> <p>農畜産業振興機構が当該都道府県に所在する登録出荷団体若しくは登録生産者又は指定資金円滑化事業実施法人から(ア)に係る負担金等を受けて指定野菜価格安定対策資金の造成を行う場合において、資金造成額（資金造成単価に交付予約数量を乗じて</p>	<p>資金造成計画の変更</p>

指定野菜価格安定対策資金を新たに造成する場合の当該都道府県に所在する登録出荷団体又は登録生産者に係る資金の1000分の200以内（重要野菜にあつては1000分の175以内。重要野菜にあつては特例申込み50、重要野菜以外の野菜にあつては特例申込み50又は特例申込み55（以下総称して「特例申込み50又は特例申込み55」という。）に係る加算額に相当する額にあつては1000分の250以内。ただし、産地強化計画（加工・業務用野菜を安定供給するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限り。以下「加工・業務用推進タイプの産地強化計画」という。）を策定した場合の特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額は、重要野菜にあつては1000分の175以内、重要野菜以外の野菜にあつては1000分の200以内）に相当する額を補助する場合（当該額の一部の額を地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為（以下「債務負担行為」という。）として定め補助する場合を含む。）

(イ) 特別造成の場合

都道府県が、当該都道府県に所在する登録出荷団体若しくは登録生産者又は指定資金円滑化事業実施法人に対し、農畜産業振興機構が当該都道府県に所在する登録出荷団体又は登録生産者に係る指定野菜価格安定対策資金について造成すべき資金の

得た額をいう。）の1000分の600（重要野菜にあつては1000分の650。また、特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額にあつては1000分の500。ただし、加工・業務用推進タイプの産地強化計画を策定した場合の特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額は、重要野菜にあつては1000分の650。重要野菜以外の野菜にあつては1000分の600。）以内。その他の場合においては定額。

額から既に造成した資金の残存額を差し引いて得た額（以下「追加造成必要額」という。）を造成する場合に追加造成必要額の1000分の200以内（重要野菜にあつては1000分の175以内。また、特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額にあつては1000分の250以内。ただし、加工・業務用推進タイプの産地強化計画を策定した場合の特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額は、重要野菜にあつては1000分の175以内、重要野菜以外の野菜にあつては1000分の200以内）に相当する額（当該資金の造成のため、指定特別業務資金から指定業務資金又は指定助成業務資金への繰入れを行う場合は、この額から当該繰入額を控除した額）を補助する場合（当該額の一部の額を債務負担行為として定め、補助する場合を含む。）等

イ 特別資金造成費

法第10条第1項の規定に基づき農畜産業振興機構が行う生産者補給交付金又は生産者補給金の交付に充てる財源とするための指定特別資金の造成に要する経費

(2) 契約指定野菜安定供給事業費

農畜産業振興機構が、指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ法第10条第1項に規定する対象野菜（以下「対象野菜」という。）の供給に係る契約を締結した登録出荷団体、登録生産者（同項に規定する登録を受けた生産者に限る。以下同じ。）又は登録認定農業者等に対して行う、同項の生産者補給交付金若しくは生産者補給金又は法第12条の交付金の交付に充てるための契約指定共通業務資金及び契約指定特別資金の造成に要する経費

定 額

農畜産業振興機構が都道府県からの資金造成額の4分の1に相当する額（登録認定農業者等に交付を行うために造成する場合は、10分の1）の補助（当該資金造成のため、契約指定特別業務資金から契

約指定業務資金又は契約指定助成業務資金への繰入れを行う場合及び当該額の4分の1以内の額を債務負担行為として定め、補助する場合は、この額を含む。)を受けた当該都道府県に所在する登録出荷団体、登録生産者、登録認定農業者等又は契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の一般社団法人等から負担金等を受けて契約指定野菜安定供給資金の造成を行う場合又は農畜産業振興機構が登録認定農業者等に交付を行う場合であって都道府県からの補助(当該資金造成のため、契約指

	<p>定特別業 務資金への 繰入れを行 う場合及び 当該額の4 分の1以内 の額を債務 負担行為と して定め、 補助す る場合は、 この額を含 む。)を受 けていない 当該登録認 定農業者等 から資金造 成額の10 分の5に相 当する額の 負担金を受 けて契約野 菜安定供給 資金の造成 を行う場合 において は、資金造 成額の2分 の1以内。 その他の場 合において は定額。</p>	
<p>(3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給 事業費 都道府県の一般社団法人等が行う特 定野菜及び対象野菜以外の指定野菜 (以下「特定野菜等」という。)に係 る価格差補給事業について、法第14 条の規定に基づき農畜産業振興機構が 行う補助金の交付に充てる財源とする ための資金の造成に要する経費</p>	<p>定 額</p>	
<p>(4) 契約特定野菜等安定供給促進事業費 都道府県の一般社団法人等が、特定 野菜等を原料若しくは材料として使用 する製造若しくは加工の事業又は特定 野菜等の販売の事業を行う者との間に おいて、あらかじめ対象特定野菜等の</p>	<p>定 額</p>	

<p>供給に係る契約を締結した共同出荷組織又は相当規模生産者に対して行う、補給交付金若しくは補給金又は交付金の交付事業について、法第 14 条の規定に基づき農畜産業振興機構が行う補助金の交付に充てる財源とするための資金の造成に要する経費</p>			
--	--	--	--

別記様式第1号（第6関係）

年度 野菜価格安定対策費補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 氏 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）第6の規定により、補助金 円の交付を申請する。

記

総括表

区 分	補 助 金	備 考
1 野菜需給均衡総合推進対策事業 緊急需給調整事業費	円	
2 野菜生産出荷安定資金造成事業		
(1) 指定野菜価格安定対策事業費		
(2) 契約指定野菜安定供給事業費		
(3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費		
(4) 契約特定野菜等安定供給促進事業費		
合 計		

(注) 1 該当する事業についてのみ作成すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

（注）野菜需給均衡総合推進対策事業にあつては、別記1第3の1に基づき協議した事業実施計画（又は実績）の添付をもって代えることができる。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (又は要した 経費 (A)+(B))	負 担 区 分		備考
		国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	
1 野菜需給均衡総合推進対策事業 緊急需給調整事業費 ア 生産出荷団体緊急需給調整事業費 イ 緊急需給調整推進事業費 ウ 野菜需給均衡対策事業費 2 野菜生産出荷安定資金造成事業 (1) 指定野菜価格安定対策事業費 ア 野菜生産出荷安定資金造成費 イ 特別資金造成費 (2) 契約指定野菜安定供給事業費 (3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給 事業費 (4) 契約特定野菜等安定供給促進事業費 計	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

IV 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

V 収支予算 (又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 負 担 金					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 〔又は 本年度精算額〕	前年度予算額 〔又は 本年度予算額〕	比較増減		備考
			増	減	
1 野菜需給均衡総合推進対策事業 緊急需給調整事業費	円	円	円	円	
2 野菜生産出荷安定資金造成事業					
(1) 指定野菜価格安定対策事業費					
(2) 契約指定野菜安定供給事業費					
(3) 特定野菜等供給産地育成価格 差補給事業費					
(4) 契約特定野菜等安定供給促進 事業費					
計					

VI 添付書類

- 1 定款又は寄付行為
- 2 当該事業年度の事業計画及び収支予算
- 3 資金の管理に関する規程

注：上記添付書類について、過去の同事業において提出済みの資料から変更がない場合は、各別添書類の名称の後に、「〇〇年度〇〇事業において提出済みのため、提出を省略」と記載することにより、提出を省略することができる。

また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

別記様式第2号（第10関係）

年度 野菜価格安定対策費補助金 変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱第10の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第12関係）

年度 野菜価格安定対策費補助金 遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出る。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第14第1項関係）

年度 野菜価格安定対策費補助金 実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）第14の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額として補助金 円の交付を請求する。）

記

- （注）
- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
 - 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
 - 3 添付書類については、以下の資料を添付すること。
 - (1) 事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し
 - (2) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのいずれか
 - (3) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類

年度 野菜価格安定対策費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 消費税法第 60 条第 4 項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

年度 野菜価格安定対策費補助金による基金造成費補助事業 実施報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった野菜価格安定対策費補助金による基金造成費補助事業について、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）第21の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 基金の名称

2 年度末基金残高（うち国費相当額） 円（ 万円）

3 基金事業等に係る収入及び支出

	○年度	○年度見込み
収 入	円	円
支 出	円	円

4 基金事業等の実施決定件数及び実施決定額

	○年度
実施決定件数	
予約登録出荷団体数	数

予約数量	トン
予約申込業務区分数	数
実施決定額	
資金造成額（交付準備金額）	円
交付金額	円

5 保有割合及び保有割合の算定根拠

○年度末基金残高 (①)	○年度事業見込額 (②)	保有割合 (③=①/②)	備考
円	円		

6 基金事業等の目標に対する達成度

成果指標：野菜の取引価格の安定化

(指定野菜の旬別市場価格が平年（直近5か年）比±20%以内の変動幅に収まる期間の割合)

	○年
成果実績	%
目標値	%
達成度	%

達成度合 (%) = (当該年度の成果実績 / 当該年度の目標値) × 100